

社会福祉法人大五京定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- イ、幼保連携型認定こども園の経営
- ロ、保育所の経営
- ハ、児童厚生施設の経営
- ニ、一時預かり事業の経営
- ホ、障害児通所支援事業の経営
- ヘ、小規模保育事業の経営
- ト、病児保育事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人大五京という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を京都市北区に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に「評議員選任・解任委員会」を置き、評議員の選任及び解任は「評議員選任・解任委員会」において行う。

- 2 「評議員選任・解任委員会」は、監事2名、事務局員1名、外部委員4～10名の合計7～13名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。「評議員選任・解任委員会」の運営についての細則は理事会において定める。
- 4 理事会は、選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 「評議員選任・解任委員会」の決議は、委員の過半数が出席しその過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまでなお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬は各委員の総額が年30万円を超えない範囲で、評議員会で定める報酬などの支給基準に従って支給することができる。なお費用弁償分については支払うことができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、評議員の過半数が出席しその過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 理事・監事の解任
- (2) 定款変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、5名以内の業務執行理事を置くことができる。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表しその業務を執行する。業務執行理事は、理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求めこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまでなお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 評議員会において別に定める総額の範囲内で、理事及び監事に対して報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会

において、選任及び解任する。

- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は次の職務を行う。ただし日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会の議長は理事長とする。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、予め理事会で指名された理事長代行理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は、当該理事会に出席した理事長及び監事が、署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 京都府京都市北区衣笠衣笠山町10番2所在の法人本部敷地(485.36㎡)
 - (2) 京都府京都市北区衣笠衣笠山町10番3所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 衣笠児 童館建物1棟(1階224.41㎡、2階234.80㎡、3階245.25㎡、4階24.50㎡)
 - (3) 北海道札幌市北区拓北3条2丁目323番19所在のこども園ソレイユ敷地(1077.16㎡)
 - (4) 北海道札幌市北区拓北3条2丁目323番19所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 こども園ソレイユ園舎(1階455.24㎡、2階396.39㎡)
 - (5) 大阪府大阪市淀川区西宮原三丁目57番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建ポラリスこども園園舎(1階407.76㎡、2階400㎡、3階400㎡)
 - (6) 東京都足立区西新井四丁目28番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 i-保育園園舎(1階417.14㎡、2階261.25㎡)

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て京都府知事の承認を得なければならない。ただし次の各号に掲げる場合には京都府知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し又は確実な有価証券に換えて保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については理事会の議決を経て株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供するとともに定款を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 33 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 34 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 35 条 予算をもって定めるもののほか新たに義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 36 条 この法人は社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として次の事業を行う。

- (1) 企業委託型保育サービス事業
- (2) 有料老人ホームの経営
- (3) 特定施設入居者生活介護事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事会の同意を得なければならない。

第 8 章 収益を目的とする事業

(種別)

第 37 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定に従い、以下の事業収益をこの法人が営む社会福祉事業及び公益事業の経営に充てることなどを目的として次の事業を行う。

- (1) 労働者派遣事業
- (2) 児童体験型学習クラブ事業
- (3) 有料職業紹介事業

第 9 章 解散

(解散)

第 38 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 10 章 定款の変更

(定款の変更)

第 40 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て京都府知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受ける。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を京都府知事に届け出る。

第 11 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、社会福祉法人 大五京の掲示場に掲示するとともに官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 42 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。但し、この法人の成立後遅滞なくこの定款に基き、役員を選任を行うものとする。

理事長	杉本	五十外
常務理事	田中	シゲコ
同	稲林	ふさ
理 事	竹上	省吾
監 事	永島	雄蔵
同	渡辺	なみ子

附則（平成 21 年 2 月 27 日）

平成 21 年 2 月 27 日付けの定款変更の認可に伴い、新たに追加された評議員の任期は、第 17 条（評議員の任期）の規定にかかわらず、平成 22 年 6 月 12 日までとする。

附則（平成 22 年 3 月 3 日）

平成 22 年 3 月 3 日付けの定款変更の認可に伴い、新たに追加された評議員の任期は、第 17 条（評議員の任期）の規定にかかわらず、平成 22 年 6 月 12 日までとする。

附則（平成 29 年 4 月 1 日）

平成 29 年 4 月 1 日付けの定款変更の認可に伴い、従前の評議員の任期は、旧定款の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

附則（令和 5 年 月 日）

令和 5 年 月 日付けの定款変更の認可に伴い、従前の評議員の任期は、旧定款の規定にかかわらず、令和 6 年 6 月 12 日までとする。